

令和7年4月17日

日本土地家屋調査士会連合会

会 長 岡 田 潤一郎 殿

日本土地家屋調査士会連合会

監 事 古 尾 圭 一

監 事 泉 清 博

監 事 久 保 直 生

令和6年度監査報告

日本土地家屋調査士会連合会会則（以下「会則」という。）第63条の規定に基づき、令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）決算報告書についての監査を実施した。

それに当たり、日本土地家屋調査士会連合会会計規則（以下「会計規則」という。）第58条及び第59条の規定に基づき、期末監査としての出納事務の検査、会計並びに業務執行及び連合会の運営に係る事業の管理の監査を実施した。

なお、業務執行については、必要に応じて理事会等に出席し、実地において業務執行状況を観察し監査した。

については、会則第63条及び会計規則第61条の規定に基づき、上記の結果に意見を付し、下記のとおり報告する。

記

【監査会実施日及び場所】

中間監査：令和6年11月21日、12月12日	日本土地家屋調査士会連合会会議室
期末監査：令和7年3月6日、4月17日	日本土地家屋調査士会連合会会議室

【業務監査実施日及び場所】

第1回理事会：令和6年5月8日、9日	土地家屋調査士会館会議室
第2回理事会：令和6年7月16日、17日	土地家屋調査士会館会議室
第3回理事会：令和6年9月18日	電子会議室
第1回全国会長会議：令和6年10月8日、9日	東京ドームホテル
第7回常任理事会：令和6年11月20日、21日	日本土地家屋調査士会連合会会議室

第4回理事会：令和6年12月11日、12日	土地家屋調査士会館会議室
第2回全国会長会議：令和7年1月15日、16日	東京ドームホテル
第5回理事会：令和7年3月5日、6日	土地家屋調査士会館会議室

1 会計監査について

(1) 監査の概要

令和6年度決算については、令和6年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録（以下「決算報告書」という。）並びに証憑書類、元帳等帳簿その他関係書類等について、監事全員が分担の上、決算報告書の表示・開示の検討及び元帳等との照合、元帳等帳簿の閲覧・通査、残高証明書・預金通帳・契約書等の証憑との照合、商品・貯蔵品の棚卸立会及び現金実査表の確認、役員及び職員の報告及び説明並びに監事からの質問等を実施し、監事相互に意見交換を行い、会計監査を実施した。

(2) 監査の結果

令和6年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録については、適正に処理されているものと認められた。

(3) 意見

① 会館特別会計における特別会計積立資産等の活用方針について

令和7年4月1日付けで、会館特別会計を廃止し、同会計の会館特別会計積立資産115,166,275円（令和6年3月31日現在）を一般会計に繰り入れ、一般会計の会館拡充準備金50,000,000円と併せて、当該資金を会館拡充のほか設備投資全般に用途を広げて再設定するとのことであるが、統合後の約1億6,000万円ほどの資金残高の今後の用途について明確にしておくことが必要である。

② 特別会計の財務管理について

令和5年度の監査報告書で報告したとおり、特別会計設定の目的は、各特別会計における資金の分別管理を行うことに加えて、各特別会計における事業の収支、損益（正味財産の増減）及び財産の状態を把握することにある。したがって、事業を実施している特別会計である電子証明特別会計、特別研修特別会計及び共済会特別会計においては、人件費、賃借料等の管理費を費用・支出に含めて損益を計算することが各特別会計の損益の状況、財産の状態を把握するためには重要であることから予算の策定段階から留意が必要である。

③ 特別会計の資金残高の有効活用について

令和 5 年度の監査報告書で報告したとおり、電子証明特別会計及び共済会特別会計の資金残高については、事業費の数年分の資金残高を有している。令和 6 年度末において、各会計の収支計算書における次期繰越収支差額は、電子証明特別会計 83,191,679 円、共済会特別会計 59,820,266 円である。その資金の使途については、将来の事業計画を策定し、必要な資金を超える預金残高については、一般会計等で使用することが日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）全体における資金の有効活用につながると考えられるので、規則の改正も含めて検討が必要である。

④ 大規模災害対策基金特別会計への寄付金（義援金）収入増加への取組について

令和 6 年度の大規模災害対策基金特別会計における災害給付金支出 17,400,000 円に対して、寄付金収入はそれを下回る 11,915,021 円となっている。令和 6 年度においては、令和 6 年 1 月の能登半島地震及びその後の豪雨災害と大規模な災害が多く発生したため、寄付金収入の時間的なずれはあるものの、支出超過となっており、その差額を一般会計から持ち出している状況である。また、寄付金（義援金）の募集については、特に災害が発生した都道府県における土地家屋調査士会は、多大なる努力により寄付金収入を得ているが、特に大規模災害が発生したときには、連合会における支出超過の状況は、将来的な大規模災害対策基金の減少及び一般会計の負担の増加につながることから、例えば、連合会会報及び WEB サイトへの寄付金募集の案内の掲載等、寄付金増加に向けての取組を検討いただきたい。なお、連合会会長から各土地家屋調査士会会長宛てに、会員一人当たりおおむね年額 1,000 円を目標金額とする大規模災害対策基金の募金のお願いが発出されており、連合会としては各土地家屋調査士会の協力を得られるよう対処することが望まれる。

2 業務監査について

(1) 監査の概要

令和 6 年度業務監査については、2 回の監査会のほか、常任理事会、理事会及び全国会長会議に出席し、また、連合会のグループセッション内の意見交換等を通じて、連合会役員の業務執行状況について監査を行った。

中間監査、期末監査においては、役員に事業計画に関する経過報告及び関係資料の提出を求め、必要に応じて質疑応答を行った。

(2) 監査の結果

令和 6 年度の事業計画を適切に執行するとともに、土地家屋調査士制度の充実と発展のために、適宜業務改善と環境変化等に対する即時対応の執行に努力していることが認めら

れた。

(3) 意見

令和 6 年度監査会において、定時総会以降の会務執行状況の報告及び各理事会での質疑状況を見聞し、連合会の役員及び委員各位が令和 5 年度の監査報告及び定時総会での意見や要望を真摯に受け止め、着実な業務執行と会務改善に尽力していると感じ取れた。

更なる土地家屋調査士制度の充実・発展のために下記の事項に意見を付す。

① ADR 認定土地家屋調査士制度及び ADR センターの在り方について

制度対策本部、社会事業部及び研修部の合同会議を実施して検討していただいているところであるが、土地家屋調査士全体に関わる重要な事項のため、必要に応じてそれ以外の部にも会議に加わっていただき、活発な議論をしながら引き続き検討していただきたい。

② 土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」について

土地家屋調査士が保有する業務に関する情報を共有するために構築したシステムであるが、現在、目的の一つであった業務管理として活用されていないように感じる。

現状では、廃業した土地家屋調査士の貴重な知的財産や筆界情報等が継承されないことが懸念されるが、当該システムが登記情報以外の情報を蓄積していくことができれば、将来にわたって、他では得ることのできない財産となる可能性がある。

個人情報の問題はあるが、当該システムでの事件簿の作成等の事件管理を標準とすることについて検討していただきたい。

③ 会員への情報発信方法について

事業方針大綱に「制度環境の共有」とあるが、連合会から発信する文書は各土地家屋調査士会を通じて会員に伝達・周知されることから、各土地家屋調査士会における情報の振り分け作業に差異が発生する可能性がある。確実に必要な情報を伝達するとともに、各土地家屋調査士会における振り分け作業を簡便化するために、発信文書に情報区分を付することについて検討していただきたい。

④ 研修会の在り方について

今年度導入した研修管理システム（manaable）を有効活用することにより、全国の会員へ均等な研修機会の提供が可能と思われる。将来、会員数の減少により厳しい予算措置を考慮せざるを得ないことを考えると、財政的に厳しい会員数の少ない土地家屋調査士会にメリットがあり、研修会の情報を蓄積することで、全国の会員が、自分で好きな場所・時間に、興味ある全国の研修会を何回でも受講できる環境を整備することは、連合会だからこそなし得る研修会のスタイルとして評価できる。

また、各土地家屋調査士会で研修会を企画する際に、研修内容の重複を避け、より高

度な研修内容に発展させることができるといったメリットもある。

現在の問題点をネガティブに捉えるのではなく、問題点を改善し、コンテンツの更なる充実と会員への周知を行い、積極的な活用を目指して検討をしていただきたい。

⑤ 国際地籍シンポジウムについて

他の参加国・地域との関係に、慎重かつデリケートな問題が含まれていることと推察されるが、今後の活動状況により、連合会での負担が著しく増加するようであれば、別の組織への移譲や助成等を検討していただきたい。

⑥ 理事の人数について

会員数の減少により会費収入の減少が既に傾向として現れていることから、理事会では、今後の運営予測と会費の値上げを含む対応策が検討されており、支出を抑えるため、理事の人数削減も検討されていたが、各部会等の議事録から、現在の役員数でも理事の負担が大きいことが読み取れ、副会長及び常任理事から示された「各部等の理事を削減すると、活動を維持することすら困難になる。」との意見は理解できることから、現在の理事の人数が妥当であると考ええる。

⑦ 専務理事及び常務理事の会務執行状況について

現在、専務理事は週 2 日以上、常務理事は月曜日から金曜日まで会務をこなしていただいており、その内容は事務局内部及び対外的な対応において必要不可欠であることは理解できる。加えて、将来的に持続可能で強い組織とするためには、会員が役員の任期中もある程度は業務もできる状況にする必要があると考える。例えば、複数の理事で対応することが可能か否かも含めて、早急に検討していただきたい。

⑧ 土地家屋調査士総合研究所について

土地家屋調査士総合研究所という名称により会員それぞれのイメージが異なり意見の相違などもあったが、まずは研究所のリニューアルから、将来、外部研究員を委嘱できる組織にしたことは、現実的な決定と評価できる。

昨年度、今年度に行われた研究もそれぞれ興味あるテーマで、各研究員の努力も感じられた。

研究には 1、2 年で結論が出なかったものや、時代の流れに埋没したものもあると思われるので、新設された土地家屋調査士総合研究所では過去の研究成果を整理し、発展の可能性のあるものは再評価して研究を継続していただきたい。

3 監査の総評

令和 6 年度監査における会計監査及び業務監査については、前述のとおり慎重かつ厳格に監査を行った。その結果、会計は適正であり、業務についても適正かつ円滑に処理されたものであることが認められた。

今後は、会員数が毎年約 200 名ずつ減少していく中、今後更に厳しい状況が待ち受けていることが想定されるが、事業計画及び予算の適切な執行と合わせて、上記意見や全国会長会議での意見に関しても配慮しながら業務執行に努めていただきたい。

また、事務局職員については、事務量の増加により 19 名の体制から今年度 2 名を増員したものの、縦割り体制で職務量の較差は改善されるには至っていないことから、職員間でサポートしあえる体制となるよう求める。

以上、監査の総評とし、より一層土地家屋調査士制度の充実と発展に向け尽力していただくようお願いしたい。

以上